

現行の車両系建設機械の規制の状況と新たな解体用車両系建設機械について

- 1 労働安全衛生法施行令別表第7の建設機械一覧……1
(第十条、第十三条、第二十条関係)
- 2 現行の車両系建設機械に対する労働安全衛生法令 ……2
上の規制の状況
- 3 現行の解体用機械(ブレーカのみ)……3
- 4 新たな解体用機械……3
(鉄骨切断機、コンクリート圧碎機、つかみ機)
- 5 解体用ではないつかみ機……4
(車両系建設機械ではないと考えられるもの)

1 労働安全衛生法施行令別表第7の建設機械一覧 (第十条、第十三条、第二十条関係)

一 整地・運搬・積込み用機械

- 1 ブル・ドーザー
- 2 モーター・グレーダー
- 3 トラクター・ショベル
- 4 ずり積機
- 5 スクレーパー
- 6 スクレープ・ドーザー

7 1から6までに掲げる機械に類するものとして厚生労働省令で定める機械



ブル・ドーザー(※1)



トラクター・ショベル(※2)

二 掘削用機械

- 1 パワー・ショベル
- 2 ドラグ・ショベル
- 3 ドラグライン
- 4 クラムシェル
- 5 バケット掘削機
- 6 トレンチャー

7 1から6までに掲げる機械に類するものとして厚生労働省令で定める機械



ドラグ・ショベル(※3)



クラムシェル(※4)

三 基礎工事用機械

- 1 くい打機
- 2 くい抜機
- 3 アース・ドリル
- 4 リバース・サーキュレーション・ドリル
- 5 せん孔機(チュービングマシンを有するものに限る。)
- 6 アース・オーガー
- 7 ペーパー・ドレーン・マシン

8 1から7までに掲げる機械に類するものとして厚生労働省令で定める機械



基礎工事用機械(※5)

四 締固め用機械

- 1 ローラー

2 1に掲げる機械に類するものとして厚生労働省令で定める機械



ローラー(※6)

五 コンクリート打設用機械

- 1 コンクリートポンプ車

2 1に掲げる機械に類するものとして厚生労働省令で定める機械



コンクリートポンプ車(※7)

六 解体用機械

- 1 ブレーカ

2 1に掲げる機械に類するものとして厚生労働省令で定める機械



ブレーカ(※8)

2 現行の車両系建設機械に対する労働安全衛生法令上の規制の状況

政省令 機種	令10条	令13条	令15条		令20条	安衛則36条	安衛則
	機械等貸与者措置	構造規格	第1項 定期自主検査	第2項 特定自主検査	就業制限	特別教育	その他の規制
1号 整地・運搬・積込み用機械	○	○	○	○	機体重量3t以上	機体重量3t未満	○
2号 掘削用機械	○	○	○	○	機体重量3t以上	機体重量3t未満	○
3号 基礎工事用機械	○	○	○	○	機体重量3t以上	機体重量3t未満	○
4号 締固め用機械	○	○	○	○	—	○	○
5号 コンクリート打設用機械	○	○	○	○	—	○	○
6号 解体用機械	○	○	○	○	機体重量3t以上	機体重量3t未満	○

(注)「政令」、「令」は労働安全衛生法施行令、「安衛則」は労働安全衛生規則の略。

① 機械等貸与者の措置(労働安全衛生法(以下「安衛法」という。)第33条)

当該機械を貸与する者(いわゆるリース業者)等は、あらかじめ点検、整備を行う等当該機械等による労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

② 構造規格(安衛法第42条)

当該機械等は、厚生労働大臣が定める規格を具備しなければ、譲渡、貸与又は設置をしてはならない。

③ 定期自主検査(安衛法第45条第1項)

当該機械等は、使用過程の一定時期ごとに、主要構造や機能の安全性について検査し、その結果を記録しておかなければならない。

④ 特定自主検査(安衛法第45条第2項)

当該機械等に係る定期自主検査のうち1年以内ごとに1回行うものについては、一定の資格を有する者により行わなければならない。

⑤ 就業制限(安衛法第61条)

当該機械等の運転の業務は、技能講習を修了した者等の資格者でなければ就業させてはならない。

⑥ 特別教育(安衛法第59条第3項)

当該機械等に係る業務に労働者を就かせるときは、事業者は当該業務に関する安全又は衛生のための特別の教育を行わなければならない。

3 現行の解体用機械(ブレーカのみ)



油圧又は空気圧で駆動する打撃式破碎機(ブレーカユニット)をアタッチメントとして装備した機械。鉄筋コンクリート造のビル等の解体に使用される。左の写真は油圧式。

ブレーカ(※1)

4 新たな解体用機械 (鉄骨切断機、コンクリート圧碎機、つかみ機)



鉄骨切断機(※2)

鉄骨等(非鉄金属を含む。)を切断するため、油圧で駆動するはさみ状のアタッチメントを装着した機械。鉄骨造のビル等の解体に使用される。



コンクリート圧碎機(※3)

コンクリート構造物を押し砕くため、油圧で駆動するはさみ状のアタッチメントを装着した機械。鉄筋を切断する機能を付加したものを含む。鉄筋コンクリート造のビル等の解体に使用される。



つかみ機(※4)

油圧で駆動するつかみ具をアタッチメントとして装着した機械。木造家屋等の解体、解体物等をつかみ、トラックに積み込む作業等に使用される。

5 解体用ではないつかみ機

(車両系建設機械ではないと考えられるもの)



林業グラップル(※1)



本船荷役用(港湾物流)マテリアルハンドリング機(※2)
(本写真は、アタッチメントがマグネットだが、グラップル仕様のものもある)



金属リサイクル用ハンドリング機(※3)

これらの機械は、木造家屋等の解体工事には使用されないため、解体用車両系建設機械には該当しないと考えられる。

(注) 林業グラップルは、別途規制を検討中。